



関係行政機関との連携による 違反是正事例

千葉県消防局予防部予防課 林 健彦

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町雑居ビル火災を受けて、平成14年4月に違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の改正が行われ、その後の政省令等の改正、違反処理マニュアル及び立入検査マニュアルなどが整備された。

本市においても従来の行政指導を中心とした違反是正指導から、措置命令等を視野に入れた積極的な対応が求められることとなり、平成15年3月に千葉県予防査察規程等の全面的な見直しを行った。

平成18年4月には、消防局予防部予防課内に違反処理係が新たに設けられ、立入検査、違反処理、点検報告などに係る業務を行っている。違反処理係が直接行う査察としては、「特定1階段等防火対象物」で重大違反対象物や、管轄署のみにより違反処理等を行うこと

が困難な対象物として必要と認めるものなどを定めている。また、管轄署の査察支援を行うものとして1万㎡以上の大規模特定対象物、屋内消火栓設備等が未設置の重大違反対象物とし、その他緊急な取組みが必要な防火対象物として、小規模社会福祉施設、個室ビデオ店等の査察を関係行政機関と連携し実施しているところである。

今回の事例は、自動火災報知設備が未設置であり、建築基準法違反もある防火対象物（寄宿舍）に対して、建築部局、労働基準監督署との連携により実施した違反是正事例を紹介する。

事例の概要

単管パイプとクランプで作成した骨組にユニットハウスを3層に積み上げた作業員宿舎に対し、建築指導課及び労働基準監督署と合

同で立入検査を実施し違反処理に移行した事例である。

合同立入検査に移行するまでの経過としては、当該対象物を平成12年に発見後、定期的に立入検査を実施し指導を継続していたが、関係者からは改修、移転等の回答をその都度得るも実際には実行されていなかった。平成18年10月に移転計画が中止になった旨を電話で確認したことから、同日に建築指導課へ通報するとともに労働基準監督署にも通報し、平成18年11月に合同立入検査を実施した。

違反是正指導方針として、法第5条又は5条の2に基づく命令要件に該当する場合は、警告書を交付し、警告不履行の場合は命令を発動することと、警告書の交付後は適時追跡調査を実施し、命令の発動時期については建築指導課と十分な連携を図ることとした。

違反対象物の概要は次のとおりである（下図参照）。

○構造・規模

その他構造：地上3階 地下なし

建築面積 107.42㎡

延べ面積 512.40㎡

○用途：複合用途（事務所・寄宿舍）

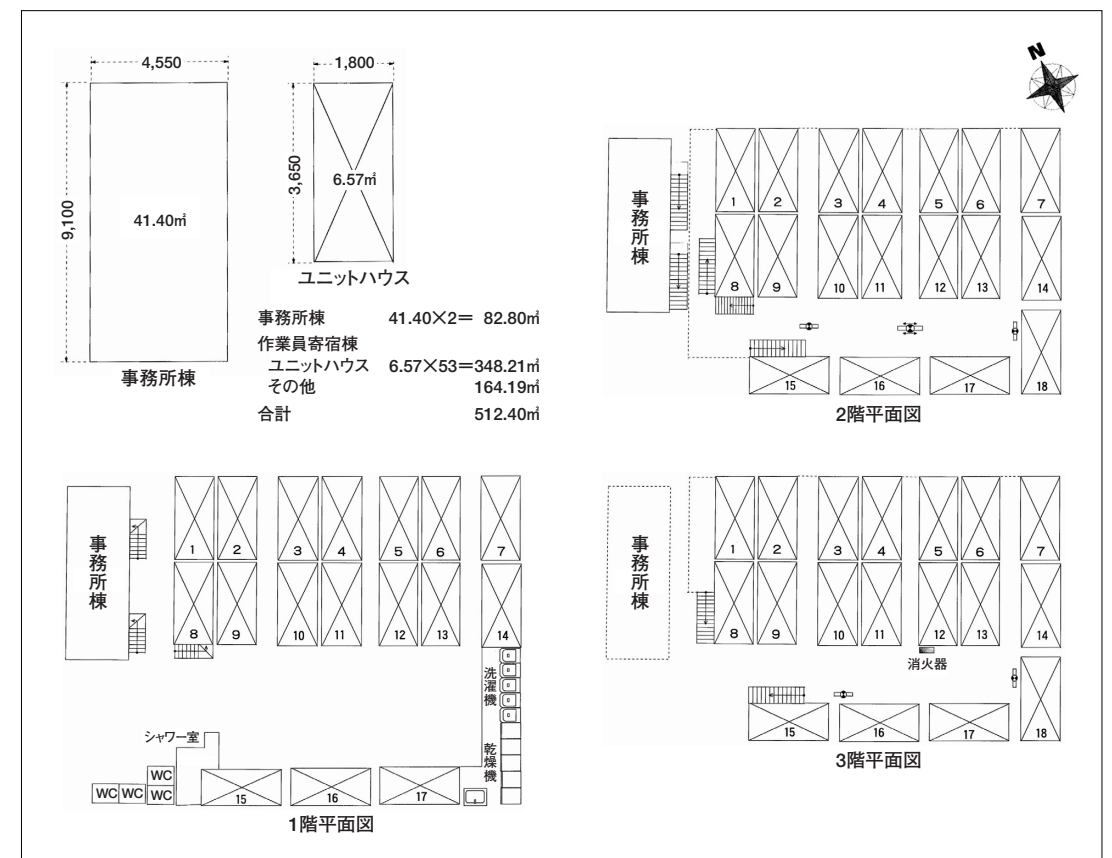
○消防用設備等：消火器・誘導標識

建物状況等のポイント

○その他構造で3階建ての作業員宿舎と事務所の複合用途である。

○単管パイプとクランプの骨組みにユニットハウスを3層に積み重ねているので構造強度上危険である。

○廊下はベニヤ板・木材を重ねただけであり、階段はスチールワイヤーで仮止めしている



建物平面図



建物北側



建物南側から見た屋上部分



3階部分の共用部

だけで安全な避難経路とはいえない。

- 作業員宿舍部分が500㎡以上あり、自動火災報知設備の設置義務があるが設置されていない。
- 収容人員が50人未満のため防火管理者選任義務がない。
- 居住者の定住度は高く、住民票が存する居住者もいる。
- 建築指導課の見解では、改修は実質的に不可能であり、現実的な解決手段は取り壊ししかないとのことである。

違反処理基準上のポイント

- 防火施設の未設置・機能不良、避難施設の構造不適・機能不良については、第1次措置：警告、第2次措置：改修命令、第3次

措置：使用停止命令となっている。

- 小規模雑居ビル以外で、防火区画・避難施設未設置・構造不適、スプリンクラー（設置義務対象外では自動火災報知設備・屋内消火栓設備）未設置又は機能喪失、防火管理不適正の2以上併存の場合について、第1次措置：警告、第2次措置：使用停止命令となっている。
- 木造3階建て以上の部分を特定用途又は寄宿舎として使用しているもので、火災発生時人命危険が大きいものは、第1次措置：警告、第2次措置：使用停止命令となっている。

措置内容の検討

- 寄宿舎の廊下は板敷きで、火災発生時には

●●千消予第●●●号
平成●●年●●月●●日

千葉県千葉市●●区●●●丁目●番●号
●●●●●
代表取締役 ●● ●● 様

千葉県消防局長 印

警 告 書

所 在 千葉県千葉市●●区●●●丁目●番●号
名 称 ●●●●●
用 途 複合用途（寄宿舎、事務所）

上記防火対象物は、火災が発生したならば人命に危険であると認めるので、下記に掲げる事項を履行するまでの間、当該寄宿舎部分を使用しないよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法令に基づく措置をとることがある。

命令を行ったときは、対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識を設置するとともに、消防法令の定めるところにより公示する。

記

- 1 対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。（消防法第17条第1項）
- 2 対象物全体を耐火建築物とすること。（建築基準法第27条）

警告書

延焼危険及び人命危険が大きい。

- 現に火災の危険性が大きく、使用の中止を求める道義的責任がある。
- 避難施設の改修命令、自動火災報知設備の設置命令については、工事を実施する可能性が低いこと、工事作業の安全確保が困難なこと、改修工事により重量バランスが変化し構造上の危険性が増加することが懸念されることから、現実的ではない。また、設置命令等をかけることはかえって、相手に直ちに使用を停止するレベルの危険性はないと誤認させる可能性がある。
- 第1次措置：使用停止命令は、小規模雑居ビルに限られるので、非特定用途で第1次措置として使用停止命令を発動するには、バランス上、今後問題になる懸念がある。

- 他に代替措置がないため、法第5条の2第1項第2号により使用停止命令を発する場合には、「悠長に事前警告で良いのか」との議論はあるが、現に定住者がおり、直ちに転居させることが困難であること、不特定の者の出入りがないことから関係者への警告により、ある程度行政責任は果たしていると言えること、関係者側から何らかの措置を講じることにより使用停止命令以外の手段が認められるようになる可能性があること、国の違反処理マニュアルでも法第5条の2第1項第2号の警告の概念があること等から警告措置に妥当性があると考えられる。

以上のことから、第1次措置：警告、第2次措置：使用停止命令とした（警告書参照）。

次に使用停止部分の検討であるが、使用停止部分は必要最小限度にとどめるべきであるため、
○寄宿舎部分全体として避難経路が確保されていないこと。
○1階部分のみの使用でも廊下等は木材であり火災時において避難に支障をきたすこと。
○火災発生時に部材強度の低下・重量バランスの変化等、消防活動にも多大な影響が生ずる懸念があること。
等を踏まえ、寄宿舎部分の使用停止が妥当であると判断した。

警告書記載内容の検討

○法第5条の2第1項第2号による使用停止命令の警告は、国の違反処理マニュアル等に記載例がない。
○使用停止命令の警告であり、「～のとおり履行する」ではなく「～を使用しないよう警告する」とすべきである。
○使用停止命令の警告であることから、命令に至らないような改善方法を関係者に示す必要があるが、「～のとおり履行するよう」とすると、使用停止命令ではなく5条の措置命令になってしまうので、「～を履行するまでの間、～を使用しないよう警告する。」とすべきである。
○「なお、この警告に従わない場合は、消防法第5条の2第1項第2号の規定に基づく命令を行うことがある。」とした場合、警告書が実際には各履行事項の命令書ととられる懸念があるので、「なお、この警告に従わない場合は、消防法令に基づく措置をとることがある。」という包括的な表現とした。履行すべき内容については、
○自動火災報知設備を設置すること（消防法第17条第1項）
○建物全体を耐火建築物とすること（建築基準法第27条）
とした。

指導の方針

構造上の問題から改修工事・設置工事は不可能に近いことから、建築指導課と連携し、使用停止・取り壊しの方向で指導することとした。

他行政機関の対応状況

(1)建築指導課

平成18年11月2日に口頭による使用禁止の勧告をした。

平成18年11月9日に文書による使用禁止の勧告をした。

○建築基準法第20条第1項（構造耐力）
○建築基準法第27条第1項（耐火建築物）
○建築基準法第28条第1項（居室の採光及び換気）

(2)千葉労働基準監督署

平成18年12月25日に宿舍内の通路・階段等の改修に関して勧告書を交付した。

是正指導経過

平成18年11月21日に警告書を交付した。
平成18年12月1日に改修等計画書を受領したが、移転の計画となっていた時期が不明瞭のため、移転時期を明確にするよう指導したところ、代替地取得及び新宿舎建築のため、移転の予定時期は平成19年5月頃となる見込みとの回答があった。

平成19年4月25日に消防局予防課、建築指導課及び千葉労働基準監督署と関係者の合同の打ち合わせを実施した。

関係者は「当社の土地の売買契約の売り先が決まりまして、今の場所から移転する方向で動いています。時間がかかっているのは、移転先の物件が見つからないからです。この土地の売買契約書のリミットは、平成19年12月27日であります。今後行政処分があった場合、現在35名いる人たちの受け入れ先を行政側にも支援していただきたい。又、一時的な

措置として2階、3階をなくして平屋として使用することについても検討している。」と供述している。

平成19年6月21日に消防局予防課及び建築指導課と関係者の打ち合わせを実施した。

関係者は「移転先の件ですが、6月中には結論が出ると思います。土地購入が決まれば新たに適正な手続きをして建物を建てます。本来であれば既に建物の確認申請を出していなければいけない時期であると認識しています。」と供述している。

平成19年11月13日に関係者から、市内の別の場所に寄宿舎を建築するため建築確認申請が提出され、その後、寄宿舎が建築された。

平成20年4月28日に新たに建築された寄宿舎の竣工検査を実施し、移転が完了するとともに違反対象物は取り壊され違反処理が完了した。

おわりに

本事例のように、建築基準法等の他法令の違反が存在する場合は、関係行政機関との連携した対応が特に重要であり、連携による違反是正における効果・影響は非常に大きいものと考えられる。しかしながら、ただ単に連

携したからといって思うように違反是正が進まないことがあることも事実である。

本事例の場合は、消防、建築及び労働基準監督署の3者が連携して合同立入検査を実施し、その後の違反是正指導においても、詳細は記載していないが、それぞれの担当者が横の連絡を密にするとともに、関係者に対して随時電話連絡等により是正措置に関する進捗状況を確認するとともに、早期に対応を図るよう継続的に指導してきた結果として、いわゆる関係行政機関の違反是正指導の相乗効果により是正された事例であると認識している。

関係部局との連携ということでは、小規模社会福祉施設等や個室ビデオ店等についても福祉部局、建築部局と連携して立入検査や違反是正を実施しているところである。

とりわけ福祉部局との連携については、施設によりその所管が県または市である場合があるなど、窓口も異なることが多いことから、今後もますます増加していくことが予想される小規模社会福祉施設等への適切な対応を推進する上でも関係部局との連携は必要不可欠であり、更なる連携強化を図っているところである。



立ち退き後の敷地北西側